

## 第 4 次食育推進基本計画(案)のパブリックコメント後の修正点

令和 3 年 3 月

## 第 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

## 1. 重点事項

## (2) 持続可能な食を支える食育の推進 P4

国民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、~~食育においても~~食育関係者を含む国民が一体となって、食を支える環境の持続に資する食育取組を推進する。

(略) P5

これらの持続可能な食に必要な、環境の環(わ)、人の輪(わ)、和~~(わ)~~食文化の和(わ)の3つの「わ」を支える食育を推進する。

## 第 2 食育の推進の目標に関する事項

## 2. 食育の推進にあたっての目標

## (6) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす P12

具体的には、令和元年度でそれぞれ1日当たりの食塩摂取量の平均値 10.1g、野菜摂取量の平均値 280.5g、果物摂取量 100g 未満の者の割合 61.6% となっている現状値を、令和7年度までに、それぞれ1日当たりの食塩摂取量の平均値 8g 以下、野菜摂取量の平均値 350g 以上、果物摂取量 100g 未満の者の割合を 30%以下とすることを旨とする。

## (9) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす P13

このため、食育の推進に関わるボランティアの数を増やすことを目標とする。

〔 2月9日の食育推進評価専門委員会で指摘のあった、各目標値の調査に関する注釈は、パブリックコメント案の時点で反映 〕

## 第 3 食育の総合的な促進に関する事項

## 2. 学校、保育所等における食育の推進

### (2) 取り組むべき施策

#### (学校給食の充実) P20

加えて、引き続き米飯給食を着実に実施するとともに、**児童生徒が多様な食に触れる機会にも配慮する**。また、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める給食の普及・定着等の取組を推進するとともに、児童生徒が世界の食文化等についても理解を深めることができるよう配慮する。

## 3. 地域における食育の推進

### (1) 現状と今後の方向性 P22

特に、若い世代から健康な生活習慣を身に付ける必要があり、食物や情報へのアクセスなど、健康な生活習慣を実践しやすい**食環境**づくりが重要である。

### (2) 取り組むべき事項

#### (健康寿命の延伸につながる食育の推進) P23

また、複数の学会による民間認証である「健康な食事（スマートミール）・食環境」認証制度の活用など、外食や中食でも健康に資する食事の選択がしやすい**食環境**の整備のために、食品関連事業者や消費者に対して周知を図る。

#### (若い世代に関わる食育の推進) P25

また、一日のうち多くの時間を過ごす職場等で朝食や栄養バランスに配慮した食事を入手しやすくする等、健全な食生活を実践しやすい**食環境**づくりを促進する。

#### (食品関連事業者等による**における**食育の推進) P26

また、野菜や果物摂取を促すため、カット野菜、カットフルーツ等新たな需要に向けて、加工設備への支援を行い、とりわけ現在食べていない人が手に取りやすい**食環境**づくりに取り組む。

## 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

### (1) 現状と今後の方向性 P31

加えて、農林水産業・食品産業の活動が自然資本や環境に立脚していることから、**持続可能な食環境を維持できる-その持続可能性を高める**よう、環境と調和のとれた食料生産とその消費にも配慮した食育を推進する。

(環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進) P33

SDGs 時代にふさわしい農林水産業・食品産業を育成するためには、環境と調和した生産方法で作られた農林水産物・食品を消費することが、消費者の幸福や満足度の向上につながるとともに、その評価が農山漁村に還元され、環境と経済 **成長** の好循環が生まれるという社会システムへの転換が必要であり、消費者に持続可能な農林水産物の価値を伝えるため、消費者の役割の自覚と日々の購買行動の変化を促す取組を推進していくことが必要である。

その他、P 1、2、3、5、11、12、17、21、22、23、24、25、26、27、33 において、文章上の校正を行った。